

随意契約理由書

工事名 一級河川 佐備川 応急復旧工事（下佐備橋下流右岸R3）

本工事は、令和3年7月の大雨の影響を受け、富田林市大字佐備地内の一級河川佐備川において、天然河岸が損傷したため、損傷個所の土砂撤去及び大型土のう設置による応急復旧を行うものである。

当該箇所は現在、天然河岸の損傷により現在も不安定で危険な状態にあり、次の洪水による天然河岸の崩壊を一刻も早く防ぐ必要がある。

このため、直ちに契約の必要のある「特に急迫を要する緊急の工事」として、地方自治法施行令第167条の2第1項第5号に基づき緊急随意契約を行うものである。

なお、本工事の施工業者については、災害時等施工能力事前審査認定業者の登録を受け、施工場所に一番近く、緊急に資機材及び人員の調達可能な下記業者を選定するものである。

■業者名：株式会社大誘